

報道関係者各位

令和5年12月14日
 感染症対策センター感染症対策グループ
 感染症対策監 大森 栄治
 電話 055-223-1490

山梨県のインフルエンザの発生状況について (峡南保健所管内 注意報レベル入り)

令和5年第49週(12月4日~12月10日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数
峡南保健所管内:15.67人^{※1}

注意報レベル基準値の10.00以上となったことから、峡南保健所管内はインフルエンザの注意報レベル^{※2}に入ったと考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【峡南保健所管内】 3 定点医療機関の合計報告数 47 人 47 人÷3 医療機関≒15.67

※2 県内全体で1 定点医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行入りの目安
保健所管内で1 定点医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル
 保健所管内で1 定点医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	参考) 甲府市
49 週(12/4~12/10)	26.59	40.92	20.14	15.67	23.78	17.33
48 週(11/27~12/3)	21.71	33.62	10.14	6.67	23.67	16.56
47 週(11/20~11/26)	29.98	47.69	20.29	5.00	33.33	16.89
46 週(11/13~11/19)	24.93	30.77	27.57	9.00	26.33	18.33
45 週(11/6~11/12)	29.78	39.23	27.43	4.33	29.00	27.22

(現在の県型保健所管内の状況)

中北保健所管内 第43週(10月23日~10月29日)から警報レベル入り
 峡東保健所管内 第44週(10月30日~11月5日)から警報レベル入り
 富士・東部保健所管内 第47週(11月20日~11月26日)から警報レベル入り

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避けるようにしましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ 早めの医療機関の受診をご検討ください。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから5日間、かつ、熱が下がった後2日間(幼児は3日)は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。